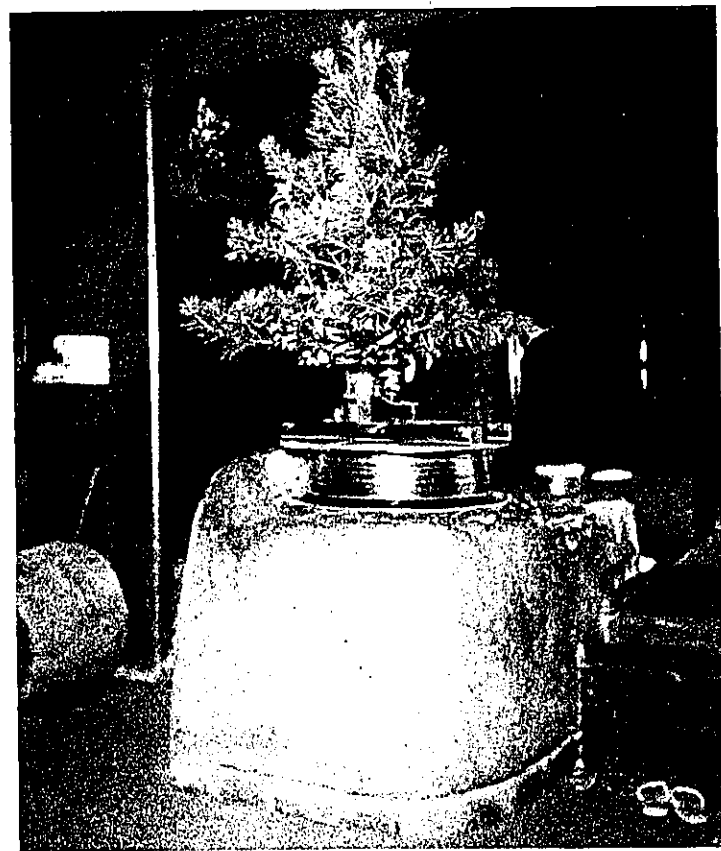
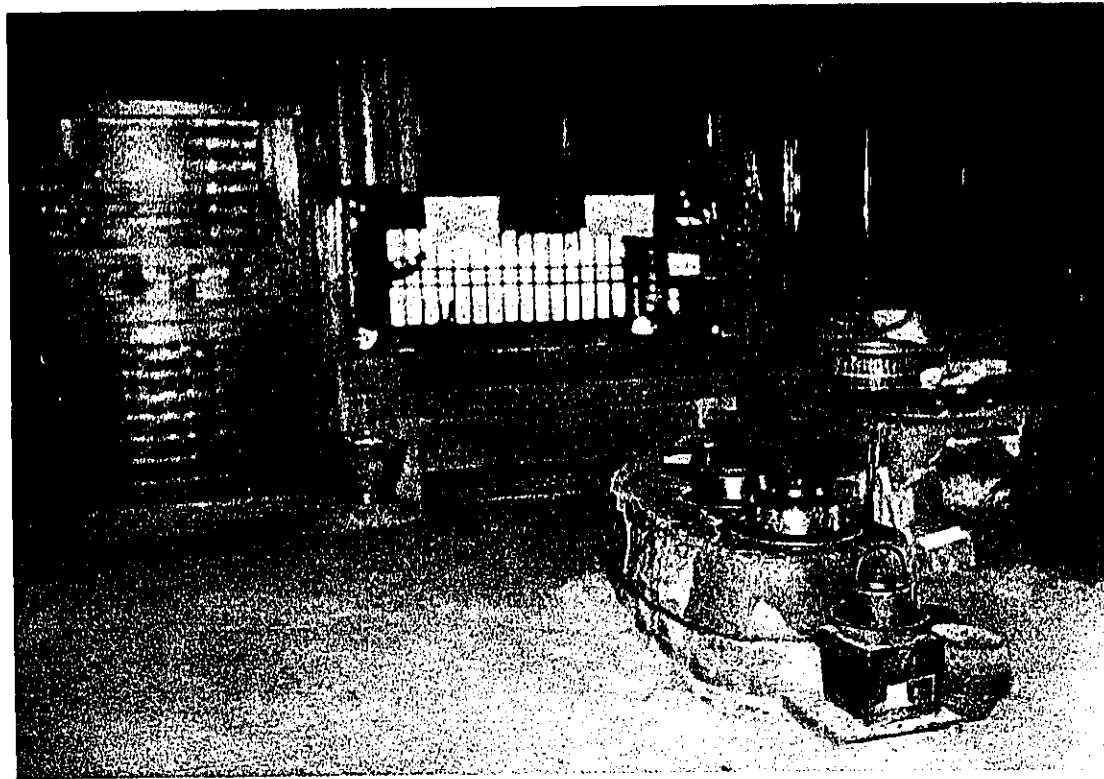
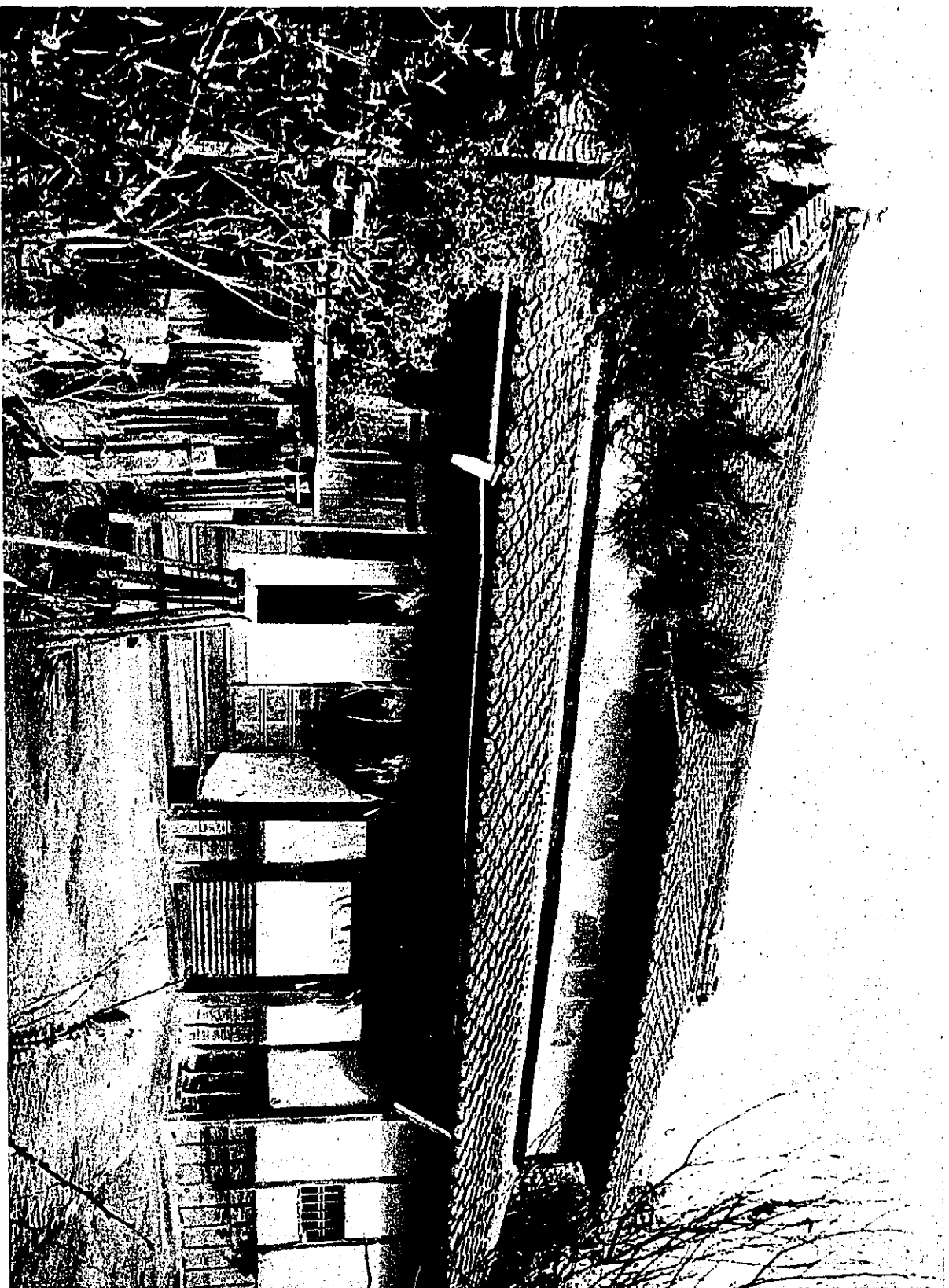




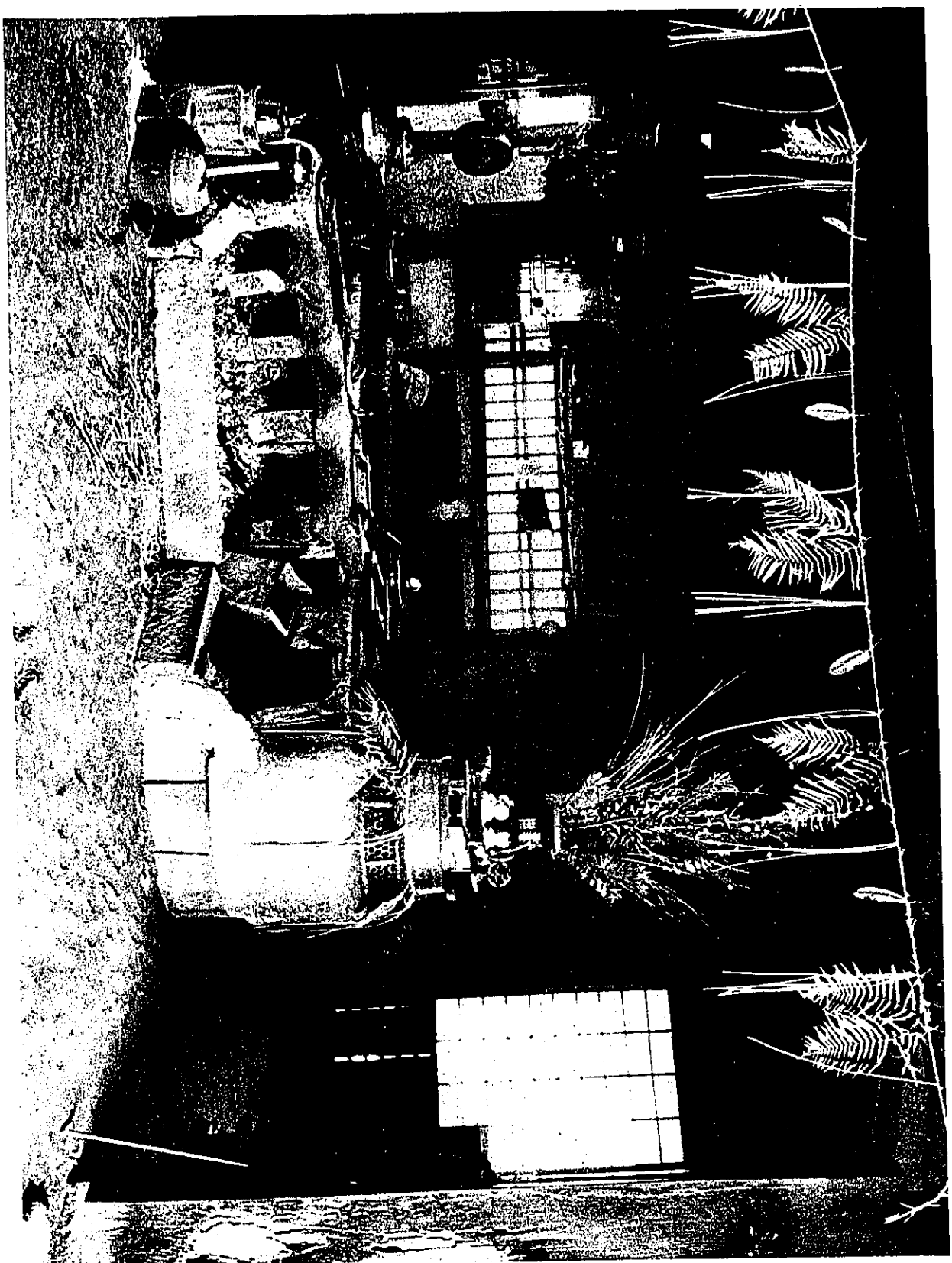
八瀬村 鈴木武次氏



都々城村 遊谷種蔵氏 14



都々城村 鎌谷種殿氏 15



都々城村 鎌谷種蔵氏



都々城村 渡谷 壽男氏 17

府下の概観

京都府の間取は大部分は整型の間取に属して居るが、最も小さいものでは三室の原型、及び是に次いで四室の喰違の間取も見られる。

喰違型四室は¹³で現はされるものを横喰違と稱して居るが、是は此の挿繪第五圖の葛野郡嵯峨村の例及び圖版第二の船井郡世木村井尻氏の説明に挿入した伊藤氏の例の様な間取であつて、既に中國地方の概説にも説明して置いてある通りであるが是は京都府下では第三番に數が多い。此の間取の起源に類する一系列の間取の形式を辿ると越前國大野郡から若狭國遠敷郡方面に關係を見出す事が出来る。越前の大野郡には一番簡單な二室の原型があるが、是は寢間と奥とが各室の大きさが違ふ爲にニツに接する所が凸凹がある。是が更に大きくなると、圖版第二の説明に挿入した綴喜郡青谷村の例の如き三室となり、更に¹⁴の型式となるのである。前述の丹波國船井郡世木村伊藤愛之助氏の間取は此の一例である。尙ほ越前の輯に於て一層精しく説明したいと思ふ。

福井縣下の例は何れも小間入りと稱して、住家の庭の妻側の方から入る様になつて居るものが多いが、京都府下に入ると平入の家の方が多くなる福井縣下若狭の附近では小間入りに對して平入の普通のものを大間入りと稱して居る。一體に小間入の家は此の様に原始的の間取の家が多い様である。滋賀縣近江國に入ると、殊に伊香郡附近の湖北地方には小間入りの規則正しい整型の間取が発達してゐるが、是等の間には自ら一列をした變化を見ることが出来る。

伊勢地方でも正面が切妻になつて居る商家を胸入り造りと稱して居る。是は前面が將非の胸の形をして居るからだと思ふものもあるが、おそらく起原は小間の意味であらふと思ふ。

斯様に若狭から丹波、山城の方に入ると平入の喰違の形式になつて居る。そして此の様な形式は中國地方の概観でも述べた通りに、近畿地方から、廣島、山口縣等迄も分布して居るのである。世木村井尻梅吉氏の間取（圖版第二參照）更に廣間型に發達した形式であるが、是は廣間型と稱しても、東北地方のそれとは意味を異にして居て、後の臺所

が廣くなつて居るのであつて、關西地方の特性と認むべきものである。是れに反し本州中部以東の廣間型は必ず下手前の居間が廣くなつて居るものであつて、此の點は關西地方と異つて居るのである。此の特性は總じて他の間取の上にも現はれて、喰違の間取でも東北地方のものは下手前の間が廣くなつて居るが、近畿地方以西は下手後の間が廣くなつて居る。

山城國愛宕郡八瀬村の奥田氏の間取は同様なる間取ではあるが、是は喰違つて居らず、整型の形を有して居るものである。それで關西地方の廣間型を中部以東の廣間型と區別する爲に前者を後廣間型と謂ふならば後者を前廣間型と謂ふ事が出来ると思ふ。一般に京都では平入が多いが、若狹では同じ間取でも小間入のものが存して居る。

小間入で今一つ著しい特性を持つて居るものは片側住居と稱して居るもので、多くは土間が右側の方に奥行に深くなつて取つてあり、是に平行して左側に座敷、居間、臺所、納戸等を奥行に深く取つたものである。此の間取は一見商家型式に似て居るが、純然たる商家型とも異つて居る。それは何故であるかと云ふと、純然たる商家型では、前方から數へて店ノ間、居間、座敷となつて、裏が座敷になつて裏庭がその後に取りつてあり、炊事場は多く居間のニツに接した所に取つたものが多い。此の様な商家の間取を私は一片片土間型と稱して居るが此の間取が發達すると二列片土間となるのである。然るにこの片側住居の農家は間取の配置の順序が異つて居る。此の様な小間入の一片片土間の間取の家は極めて珍らしいものであつて、既に兵庫縣下攝津國唐櫃村の例で説明した四鬼氏の家も是と全く同一のものである。此の形式の間取は丹波、山城、大和、近江、攝津地方に分布して居るものであるが、最も多くは丹波地方に見られる様である。

兵庫縣下丹波國、多紀郡地方には奥行三室、間口二室の二列片土間型の可なり大きな農家が見られるが、是等もこの片住居形式のものと見られる。押繪第六圖はその一例と見るべきものである。

唐櫃村の例でその屋根の構造は特に注意すべきものである事を解説に述べて置いたが、是は同じ小間入片側住居の形式であつても屋根の構造は特異性を有して居るものである。即ち屋根の棟木を支へる爲に三本の太い束が立つて居りサスと桁との取付等も異つて居るからである。此の構造は丹波地方の片側住居の特性である様に思はれる。そして此の種の間取は近畿地方に於ける古い時代の地制制と共に發達したものではないかと思ふ。

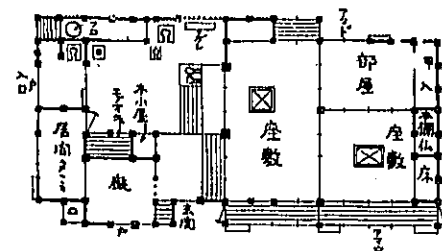
本輯では南桑田郡保津村の酒井氏の家(圖版第九)などその例であるが、此の村の少し古い家は殆んど此の形式になつて居り、前述の唐櫃村の例と全く同じ間取、外觀を呈して居る。

圖版第六に掲げた桂吉之尉氏の家はつゝの屋と稱するものであるが、是は前の片側住居の間取の前横の方に座敷をつゝの様に鍵手に建増した形をなしてゐる。是は一見九州地方の鍵屋に似て居るが、全體の間取の構成は異つて居る。つゝの屋は徳川時代には村の格式ある家にのみ許されてゐたものだそうで一般の家には無い。立派な家にはつゝの屋と後に二つ付いて「字形になつたものが見られるが、然し、是等の間取の根本となる一列片土間の片側住居の部分は必ず存して居つて變らない。九州地方で説明した鍵屋は間取の方式が全く此の地方のものと異つて居るのである。従つて是等と同じに見る事は誤りである。

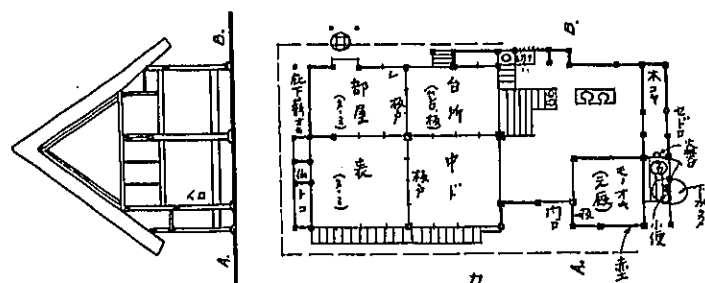
京都府下では整型の間取は最も多く、何れも平入りで、四間取が普通で、是に次いで六間取が多い。此の間取は南の方に特に多い様である。そして大阪、奈良の方の平地方面には特に此の形式が多い。

土間は間口凡そ二間乃至五間位で、ニツと呼び、表入口の下手に庇があるものが多いが、或ものは此處を板間又は庭座敷として居るものがある。船井郡、桑田郡以南の地方では庇の奥行の深さに入口の土間を仕切つてあるものが多いが、北方の地方では是れに反し、土間を前後に仕切つて居ない。ニツから勝手の上り端には狭い板間がついて居る

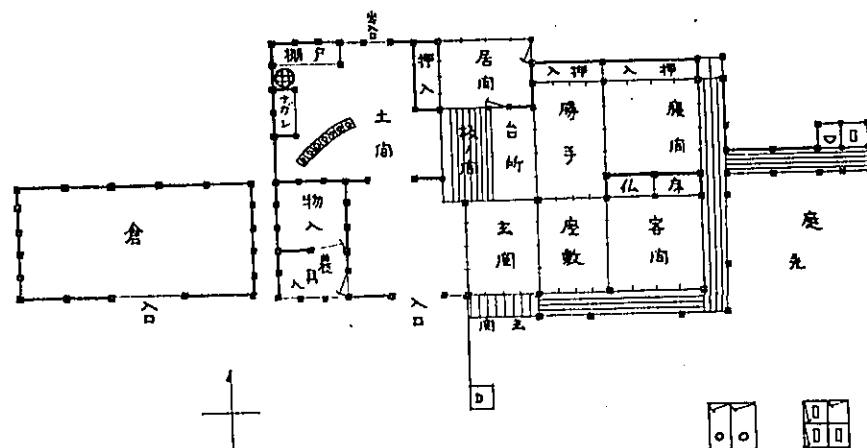
ものが多いが、竹野、熊野、與謝、何鹿郡等の北方地方には上り端の板間が無いものがある。
 ニワの附近の附屬部屋としては第一に厩を入口の下手に取るものが多い、又此の部分を前述の如く庭座敷、下男部屋、庭部屋等と稱して居る。又厩の外壁に沿うて便所と風呂を一緒に並べて居るものが多い。約半数は此の様な風呂を持つて居る様である。其他物置、味噌部屋、漬物部屋、薪部屋等がある。炊事は竈、流し共總て土間にある。
 屋根は山地では茅葺、藁葺等が多く、平地になるに従つて瓦葺が増加して、南方の淀川平野地方になると特に瓦葺が多くなつて居る。



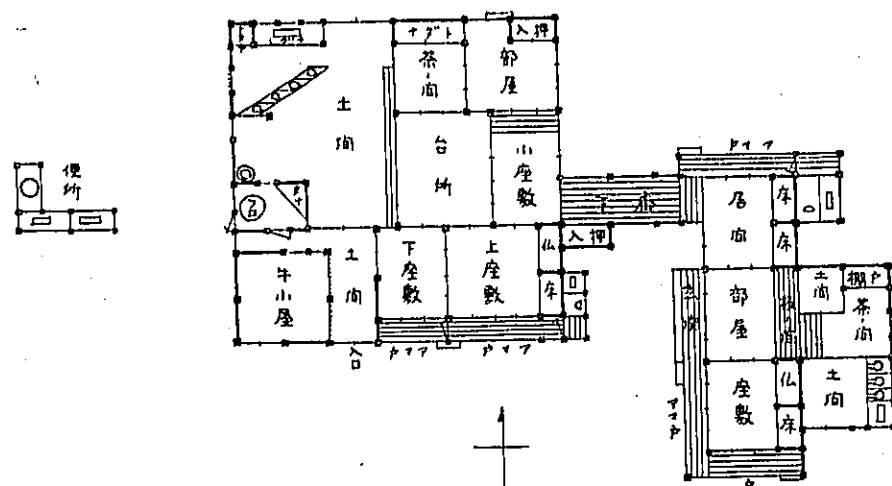
型 原 (一)
 (村田八東郡鹿何)



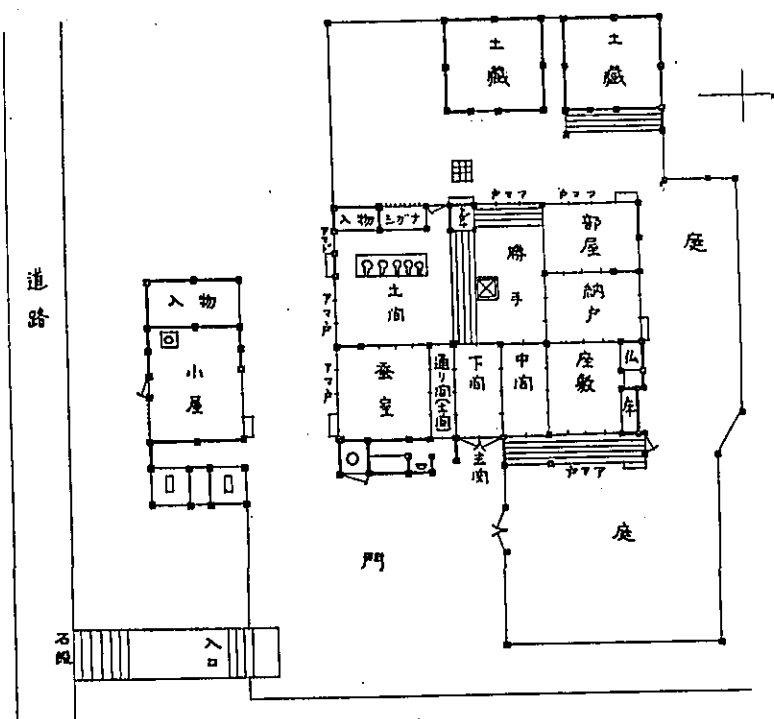
2×2 型 整 (二)
 (村田八東郡鹿何)



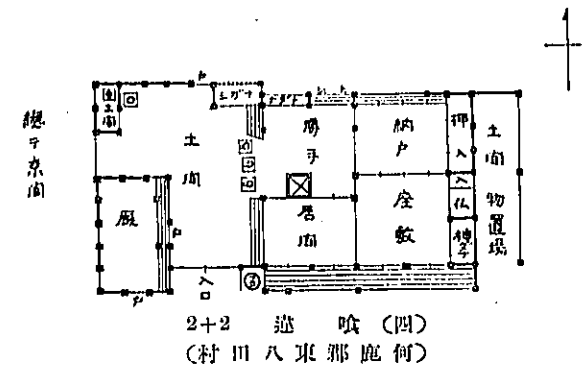
2×3 型 整 (三)
 (村倉岩郡岩愛)



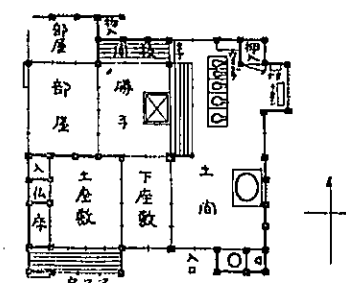
型 間 廣 (七)
(村 氣 摩 郡 井 船)



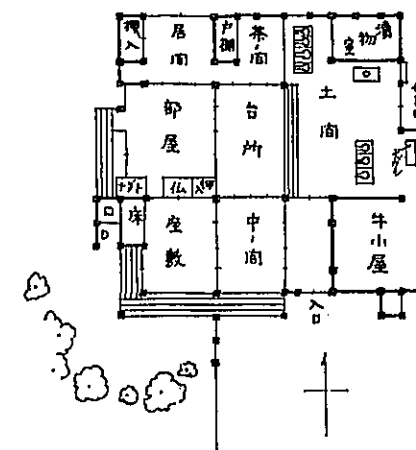
型 間 廣 型 整 (八)
(村 創 弓 郡 田 桑 北)



2+2 造 喰 (四)
(村 田 八 東 郡 鹿 何)



2+2 造 喰 (五)
(村 峨 饒 郡 野 葛)

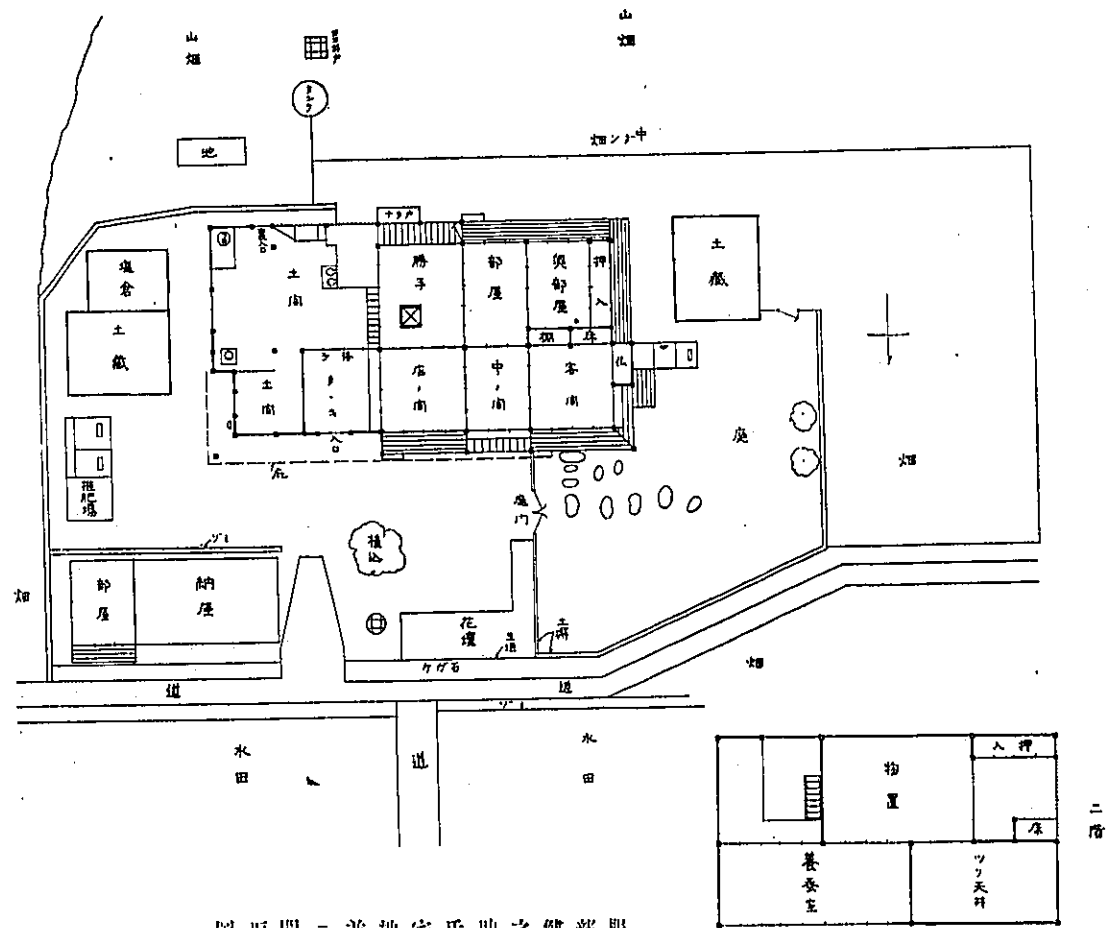


3×2 型 整 (六)
(村 氣 摩 郡 井 船)

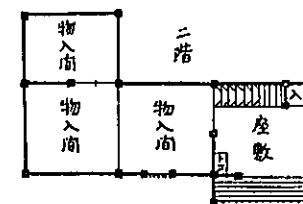
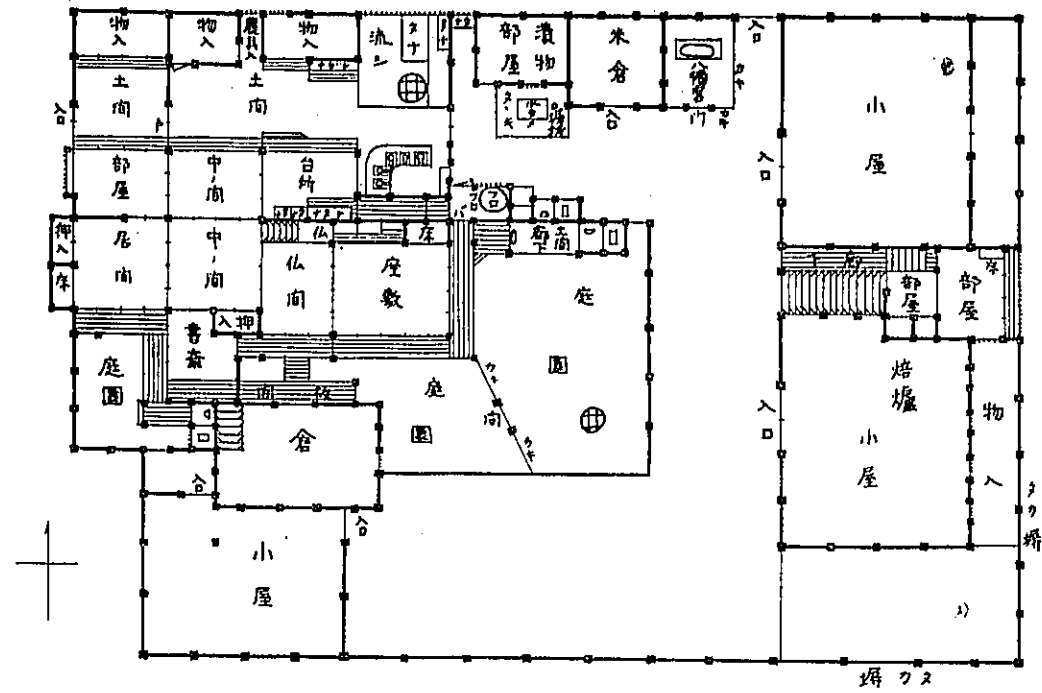
圖版解説

圖版第一、京都府下、丹波國天田郡上川口村服部健之助氏の宅で、10×10の整型六間取規則正しく、客間の正面に床間がありその壁の裏が部屋になつて居る。此の家は地方でも立派な家であるから廻り縁が前後に付いて居るが、一般の家には見られぬ。宅地内の土藏、納屋、部屋、庭其他の配置も整つたものである。

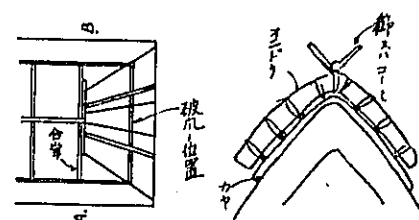
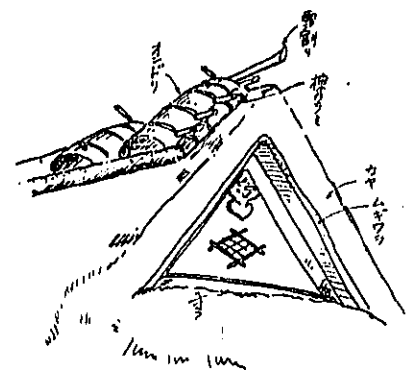
二階は養蠶室と物置になつてあり、一階の周囲は瓦の庇が廻らされてあり、二階の屋根は草葺屋根に瓦の箱棟があり、兩端の破風は相當に立派に裝飾的に取扱つてある。總じて此の附近の破風の取扱方は實に變化に富む事他にその比を見ぬ程である。東は何鹿郡東八田及び綾部附近より、西は天田郡福知山及び此の村の附近にかけて、實に千變萬化と謂ふも過



圖取間ニ並地宅氏助之健部服



型家商(九)
(村羽島下郡伊紀)

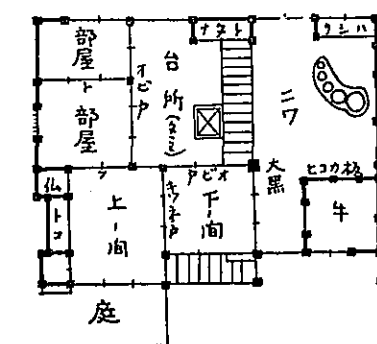


言でない程巧みな裝飾的取扱が見られる。普通の粗末な造りは板を張り、是れに多少裝飾的の井桁や丸窓の文様などをあしらつたものが多いが、立派なものになると是れを白漆喰塗にし是れに井桁の小窓を明けたりしたものがあり更に立派になると此の圖版に示した様なものが見られる。此處に掲げた挿繪の破風は府下の概觀の附圖第二圖に示した何鹿郡東八田村稻葉清太郎氏の破風であるが、此の附近の代表的なものと云ふて差支ない。

圖版第二、第三 京都府下、丹波國船井郡世木村井尻梅吉氏宅であるが此の間取は後廣間型になつて居る。即ち後

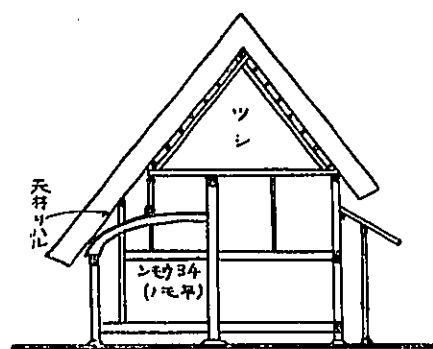
の臺所が廣間になつてその上手奥に部屋が二つ前後に取つてあり、前面には上の間と下の間が並んで居る。上の間には妻に床の間があり、下手は四疊半でその前に縁が附いて居る。前のニワの入口の下手には牛屋があつて、入口が狭くなつて居るが奥に入るとニワは廣くなつて、此處に五ツクドが築いてある。

此の間取の形式の一段と簡單なものは此處に掲げてある伊藤愛之助氏の間取ではは+の四間取の喰達の形式になつてあり、既に説明した如く、裏の臺所が廣くなつて居る。此の間取の裏の部屋を前後に仕切ると井尻梅吉氏の間取になるのである。此の部屋の前後の仕切の位置から臺所の上に通つて居る桁を櫃マブリと云ひ、大黒(柱)から裏の戸棚の側の小黒(柱)に懸け渡してある梁を釜マブリと稱して居る。更に原始的な形に挿繪の如き三室の形式がある。圖版第二は全景を示すもの

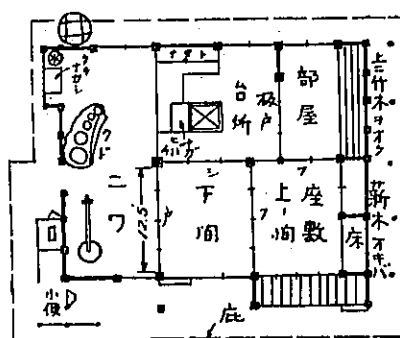


圖取間宅氏吉梅尻井

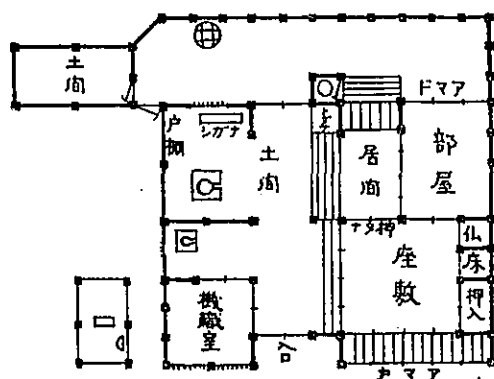
で本屋は西側の前面道路に面して建てられて居るが上の間の前に狭い庭が取つてある。棟飾りの形式等は此の地方の代表的なものであらう。圖版第三の上圖は臺所の上部天井を示すものであるが柱時計のある方が部屋の仕切のある所で、その上部から右の方に懸け渡してある梁が櫃マブリで、その下には是を受けて交叉して居る梁が釜マブリである。天井は竹簀の所謂ヤマト天井になつて居る。但上の間、



(置位ノ柱黒大)圖面斷



圖取間宅氏助之愛藤伊

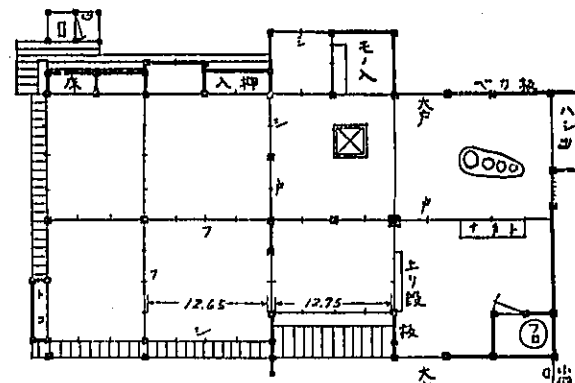


圖取間宅氏郎太芳田小村谷青郡喜綴

下の間、部屋は釣天井になつてある。同下圖は臺所の内部であるが下の間及び部屋の仕切は何れも帶戸になつて居ることがわかる。又その隅の所

の三尺間の所から上の間に入る様になつてあり、その向ふに天照皇太神を祀つた床の間が見えてある。臺所の上り鼻は三尺の板の間があり、その向ふに爐が切つてある。此の上り鼻の上り框には敷居も鴨居も従つて建具はなく、又此の上には小壁もなく、臺所とニワとが一體をなして、日常生活は總て此處で営まれるのである。

圖版第四、第五 前圖版同様丹波國世木村の湯淺紀敏氏の宅であるが、此の家は非常に舊家である事がわかった。即ち先祖には細川忠興侯の學問の先生であつた時哉と謂ふ人があつて、その當時の屋敷を古圖によつて見ると實に豪壯なものであつたが、時哉が島原の亂の征伐に加つて九州に下つた間に舊宅が焼失したので其後假の建物を普請したものが今日残つて居る住居である。此の家は今日荒廢し切つてあり、維新當時に細川家に組して勤王黨として働いた祖父が從五位を賜つてあるが、此の人は明治政府にも役人として仕へずに終つた様である。此の人の時迄上壇、中壇下壇の間が揃つてあつたのを改築して、上下の二室とした、是れが今日の中央の前後の二室で昔は此の奥に更に上壇の間があつたのである。今日の上手の間口一間半奥行二間即ち六疊の前後二室は其當時廣縁であつたものを更に三尺擴げて造り直したものである。座敷の前面に巾一尺五分の狭い縁が取つてあるが、是れはその當時迄はなかつたものであるが、改築の際に京間に合せて内に柱を設けた爲一尺程の餘りが出來たので是を縁にしたものである。斯様にして今日は間口三間、奥行二間の三×二の六間取の形になつて居るが、昔は武家造りの形式を備へて奥行に上、中、下壇の間が取つてあつた事がわかる。現在では平



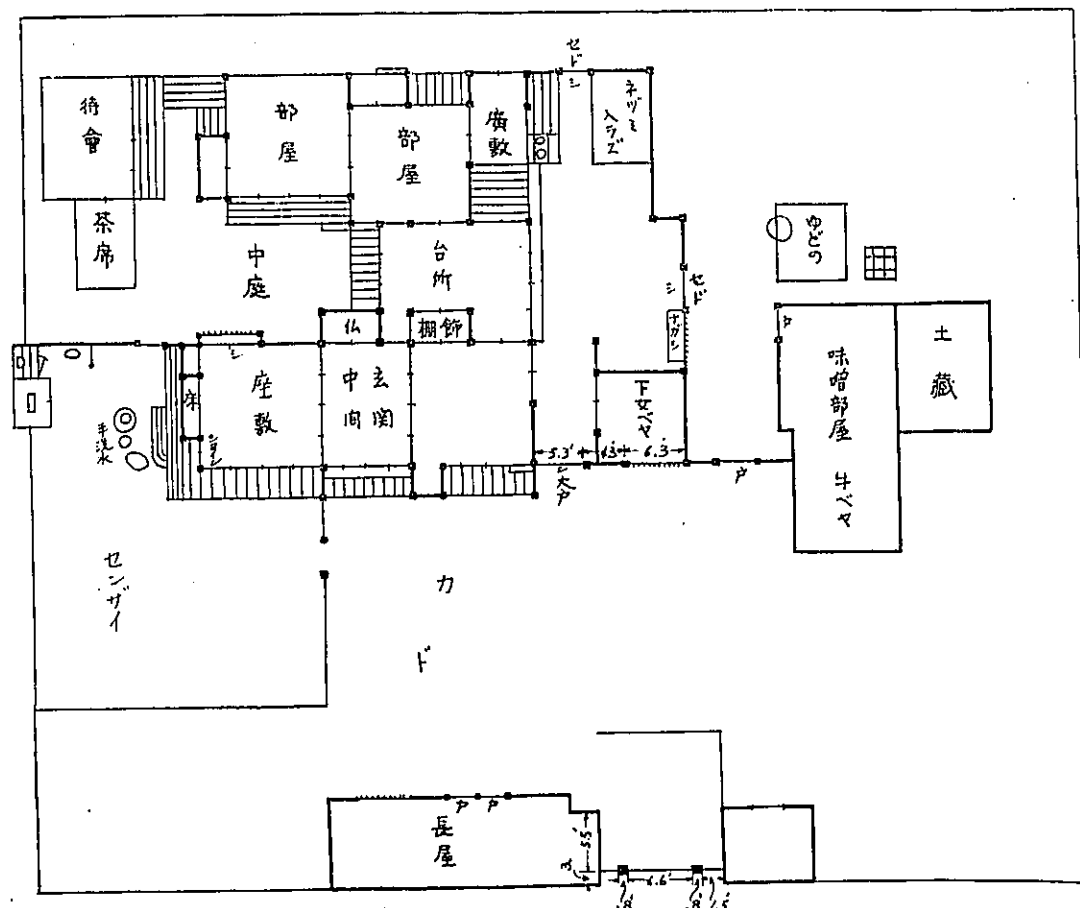
湯淺紀敏氏宅の間取圖

凡な六間取であるが、床ノ間の取り方など普通の家とは違つて居る様である。

圖版第四は湯淺家の宅地の全景であるが間口の廣い石垣は昔の礎を残して居る。荒廢しては居るが此の地方に見られぬものであらう。破風には梅鉢の紋が板に切りぬいてある。圖版第五は本屋の前面玄關並にその下手のニワの入口の方を見たものであるが破風の狐格子など昔の古形を以つて假普請をした記録の様子を傳へて居るものがある。

圖版第六、第七、第八、京都府下丹波國南桑田郡保津村桂吉之尉氏の宅である。是は府下の概觀に説明して置いた

様に此の地方の格式ある家に許された構造で一般の家には許されなかつたものである。然し此の母屋の本體となる所は正面に破風が見えて居る梁間の部分の奥行の棟がそれであつて、此の部分は梁間が三間あつて、ニワの方が一間半、臺所の方が一間半丈が本屋の中間に入つて居つて、ニワの下手間口一間の部分はタレと稱して下屋になつて居るのである。屋根裏には束が立つて居るのが見られるが、是れは前述の如く、小間入りの獨特の構造法である。但し此の土地で尋ねたものによると是れを束と呼ぶ柱と呼んで居つた。又サスヒソと呼び、ヒソの上端は柱の上部に懸け渡してある棟木の上に兩方から寄せ懸けて、一方を柄にして差込み栓をかつてある。此のヒソは兵庫縣唐櫃村ではシソツと呼んで居つたが果して



桂吉之尉氏宅地並に取圖

何れが真であり、又その字義が何を意味するものであるか未だ明かないが、意味構造共に同じである事が明になった。ヒソの下端は桁に止まらずに、更に下に下つて居て、桁とは縄で結んであると謂ふ事である。兎も角此のヒソの構造は一般のサスの構造と異なるもので、同時に間取の上に、又更に宅地の形式も異つたものである事が明になつたのである。桂氏の家は前方に中の間（玄關）と座敷がつのになつてあり、後方には部屋がつのになつて突出してあり、「形をなして居る。ニワの入口の下手には下女部屋があるが是れは昔は厩であつたものであらう。

圖版第六は母屋の前景を示すもので、上手に中門の間口から座敷前の前栽の松の林が見えて居る。中央に玄關の式臺があり、その右に下の玄關が見えて居る。右の方が大戸の入口であるが、圖版第七の玄關の圖を見ると此の部分と、上部の破風の關係が明かである。即ち破風の棟の中心がニワの入口と、下玄關の間仕切の上にあつて、左右各一間半、合せて三間の梁間になつて居る事がよくわかると思ふ。同圖版の表門は片方に長屋があり、瓦棟白漆喰塗壁の腰廻り下見板張りになつて居る。圖版第八はニワの内部で手前にオクドサンが見えて居るが、何れも黒漆喰塗で美しく磨いてある。下女部屋の壁際に大釜が見えるが是れに松を飾る事は此の地方の風習である。その前と右の方に格子の目隠しを設け上部に煙除けの小壁が見えて居る。

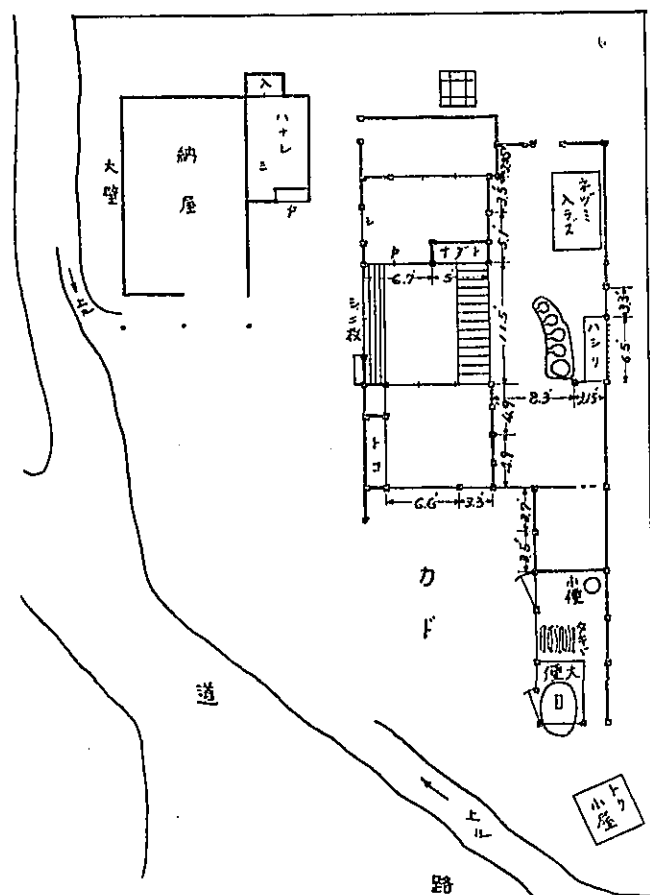
圖版第九、前圖と同じく保津村の酒井辰次氏の宅であるが、是れは普通の小間入りの片側住居の間取で唐櫃村の家の例と構造、間取殆んど同じである。柱間の寸法は座敷の間口は柱心で六尺六寸と三尺三寸になつて居り其奥行は九尺八寸を二等分して四尺九寸になつてあるが其の他の部分は何れも半端な寸法になつて居る。母屋の前方カドの右側には厩、大小便所が突出してあり、又西側の裏の方には納屋が設けてある。

圖版上圖は宅地全景を示して以上の、母屋、納屋、便所の關係及小間入りの棟の關係も明である。下圖はニワのクドを示す。

圖版第十、保津村の聚落景觀を示す。此の部落は保津川の中流南桑田郡の山間部の盆地が、東端で愛宕山の山脈に接する處にあつて、川向の丘陵地には街道に沿つて亀岡町が見える。部落は菟村とでも謂ふべき形態であつて、山の手の部落と下の部落と分れて居る。圖に見ゆる附近から山の手にかけて一週して見ると、殆んど小間入りの農家許りである。その間に白壁の土蔵が見えて古い部落の跡が残つて居る。

此の様な小間入りの農家も母屋の本屋根は藁葺でも、その周囲の下屋は瓦葺になつてあり、又附屬屋などは殆んど瓦葺である。

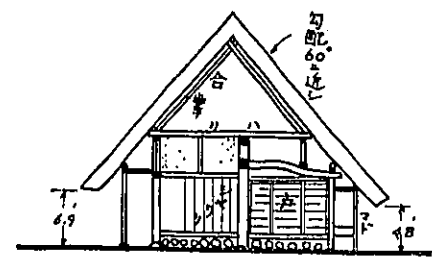
此の部落で明治以後に建てられた様な新しい家は瓦葺の平入の建物があるが比較的少ない。然し下の部落の町屋の商店が軒並に並んだ處は瓦葺の家が多くなつて居る。



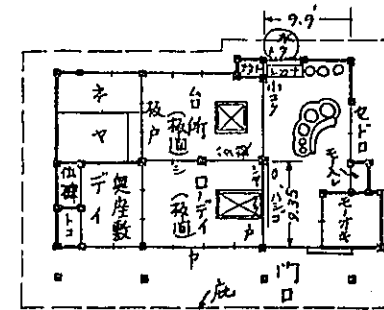
酒井辰次氏宅並に取間圖

圖版第十一、京都府下山城國愛宕郡八瀬村奥田虎之助氏宅である。此の地方は昔から八瀬、大原と謂はれた古い村であるが今でも可なり古い家が残り居る様である。此の部落は昔から代家とボテとの區別があり、ボテは普通の家で、代家は神主株を持つ家柄で、葵祭の際など京都に此の村から出るのださうである。此の奥田氏はボテで、次の鈴

木氏は代家である。代家には佛間があるのが異なる點で、此の佛間の戸棚には神様の寶物を入れておくのだそうである。圖版は母屋の全景であるが軒庇迄大屋根を葺下し、前には椽もなく、庇を支へる爲に柱が外壁から三尺離れて四本並んで居るが、是れは古い形式を傳へて居るものであらう。口ノデ、イとニワの間には一間の板壁があるが是をシャクリと云ふて居る。シャクリは縦に板羽目を張つた仕切りである。又大黒柱から後の小黒柱にかけてアマザシ（天差し）と呼ぶ梁が渡してある。天井をアマと云ひ、その構造はアマザシの上にアマを懸ける。

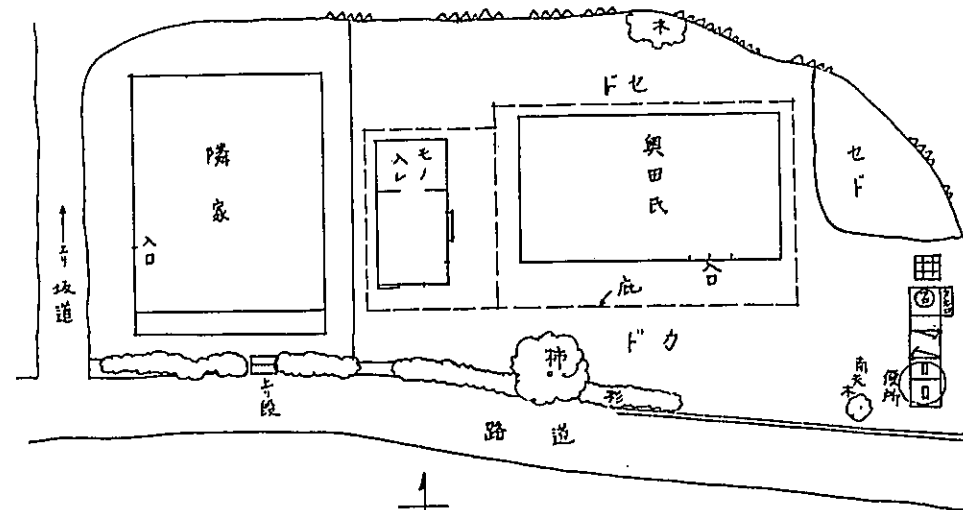


(置位の柱黒大)圖面斷



圖面平

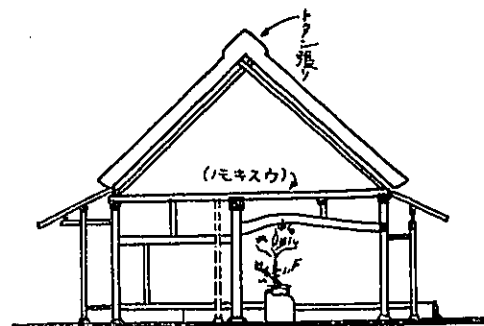
ニワの入口を入つた所に一坪の物置があるが是れは昔は若夫婦の部屋であつたそうであるが今日は物置に使用して居る。此の様な風習は東北地方でも今日多く残つて居るが、近畿地方では今日は見られない。夏期は口ノデイは板間になつて居るが、祭日等には疊を敷



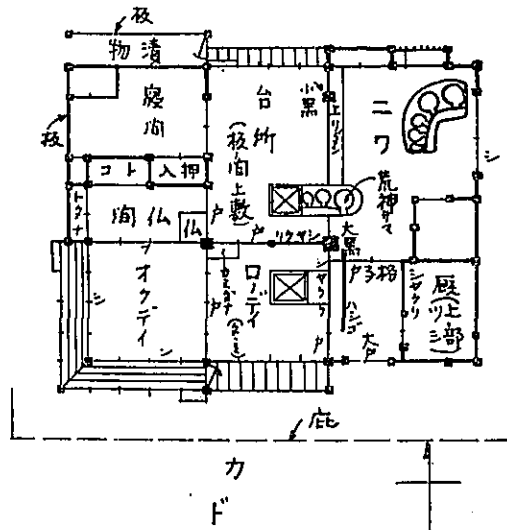
圖置配地宅氏助之虎田奥

く、臺所は一般にどこでも板間で、是れに上敷を敷く家もある程度である。奥のデイと裏の寢間との間は壁になつて居る。是は中國地方で述べた様に古い形式である。奥デイでも夏期は疊を一方に積み上げておくものが多い。此の習慣は此の地のに限つたわけではなく、全國一般にそうであるが、養蠶地方では殊にそうである。宅地圖によつて母屋並に附屬建物の配置が明である様に、便所と風呂の一棟が宅地の前方の方に配置されて居るのが普通である。納屋物置は西側の方に見えて居る。

圖版第十二、第十三、前圖版と同村の鈴木武次氏の宅である。此の家は代家であるから佛間がある。佛間の床間の裏が寢間になつて居る。奥デイと臺所との四間取の中央の柱を四方ザシと謂ひ、大黒柱はニワの上り端にあり、小黒柱は三尺内に入つて居る。此の事は三尺丈け外に下を取り込んで擡げた爲めにそうしたものである事は斷面圖を見れば明である。



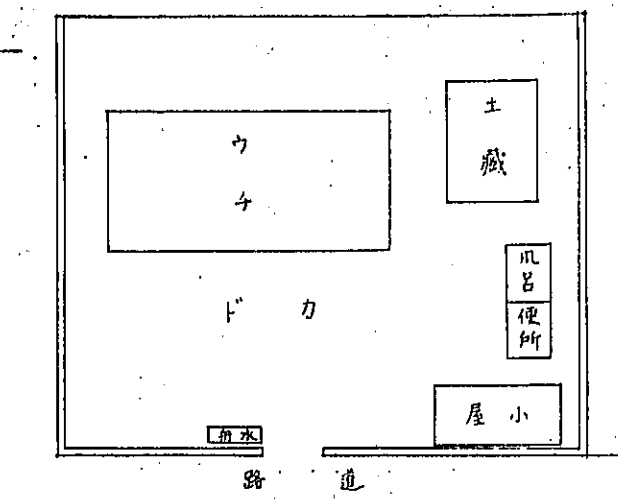
(置位の柱黒大)圖面斷



圖取間氏次武木鈴

圖版第十二、上圖は母屋の前景を示すものであるが瓦庇は昔は無かつたもので中途で改造したものだそうである。是れは昔は前の奥田氏の様に大屋根を葺き下して居つたものである。棟の煙出しの飾り丸竹を斜に組んだものであるが、此の組み方も家によつて色々な變化が見られる。ニワの入口の棚の上には御札

入れの箱があり、内に六體地藏が祭つてある。是れは鞍馬、山科、鳥羽、桂、常磐と今一つ都合六つの地藏様が厄除の爲めに祭つてあるのだそうである。又その左に並んで葵祭の花と稱するものがあるが、是は葵祭りの時使つた山吹の遣花を雷除けの爲めに祭つてあるのだそうである。大黒柱には愛宕様が祭つてあり、大釜を荒神様と謂ふて常に松柳及び供物を供へてある。此の大釜は大黒柱の後の臺所の上り端の所にあつて、大小三つの釜が並んであるが大釜は



鈴木武次氏宅地配置圖

ニツの方に突出してあつて、他の小さい二つの釜は臺所の床の方にあつて、ユルリに接續して居る。(圖版第十三、下圖參照) 此の様に大黒柱の後に臺所の床の上り端に大釜が設けてあるのは古い形式である事は中國地方の例で説明した通りである。此の家では大釜を荒神様と曰つて毎日松柳等の供をして祀つて居る。此の様な竈神を祀る風習が近畿地方に最も多く残つて居るのは注意すべき現象であると思ふ。九州の北部壹岐の國でも述べた通り此の風習が見られたが、支那でも竈神を盛んに祀る風習があるのを見ても恐らく此の風習は支那文化の影響ではないかと思ふ。

此の鈴木氏の家では此の荒神様と謂ふ大釜と並んだ三つのクドに接してユルリが築いてあるが、是れと同じ形式は長崎縣にも見られる處である。但し長崎縣ではクドとユルリとが同時に並んだものが見當らなかつたが、クドかユルリか何れか大黒柱の直ぐ後の上り端に接して設けられた例が多い。此の場所に竈を築く謂ふ事は又北朝鮮地方の溫突の焚口と同じ位置であり、且つ何れも炊事の竈を兼ねて居る事及び何れも地上から築き上げられて居る事などを思ひ合せるとその同じ起源を有するものである事は略間違ひない事實であらう。

鈴木氏の家では此の他にニツの下手の方に更に五ツクドが築いてあつて、日常の炊事は此處で行つて居る。(圖版第十五、上圖參照) 一般の家では上り端の竈は無くなつて多くはニツのクドのみになつて居るものが多く、又ユルリも臺所の上り端にあるものと三尺程離れて獨立して居るものがある。是によつて見るとクドの古い形式は臺所の上り端にあり、是れが漸次に變化してニツに築かれる様になつたものであらう。

座敷をオクノデイと謂ひ是れに廻り縁が附いて居るが、是れは普通のボテの家柄には無く、鈴木氏の様な代家に見られるものである。ロノデイとニツとの堺には、奥田氏と同様にシヤクリがあるが、此の家は縦横に胴縁を組み此の上に板羽目を張り附けた板壁になつて居る。又奥のデイとロノデイとの間の板戸は中シヤクリ戸と謂ふて居る。

宅地圖によつて見らるゝ通り母屋をウチと謂ひ前をカドと謂ふて居る。風呂便所の棟の位置は前の奥田氏と同様である。ウチの東側に土蔵がある。(圖版第十二、下圖參照) 此の土蔵は間口二間奥行二間半前に庇があり白漆喰塗で置屋根も全部漆喰で塗込めてある。此の土蔵は一般に宅地の巽に建てるか又は、乾に建てる。壁體は小舞に土を塗り漆喰塗仕上げであるが、内部はネヤと謂ふ板の枠を作つてある。

圖版第十四、第十五、第十六、京都府下山城國綴喜郡都々城村澁谷種藏氏の宅である。此の地は京都の南方淀川の近くの平野の中にある古い部落であるから、此の一體の平原地方を代表するものと見る事が出来よう。但し大和平原に入ると屋根の形などが可なり異つて来るが間取の形式は似たものである。

此のウチの間取は整型六間取に屬するものであるが、裏の部屋に大小があるので、前の座敷の仕切と多少喰違つてある。そして前後の仕切が床の間、棚等の土壁で仕切られて居る點は兵庫縣三原郡(淡路島)や、廣島縣、山口縣等に見られたものと同じ形式である。是れは次の澁谷壽男氏の間取と比較するとよく理解される事であるが、澁谷壽男氏の整型四間取は最も普通の古い形式であつて、床の間が座敷の妻の方に取つてあるが、是に對して此の澁谷種藏氏の

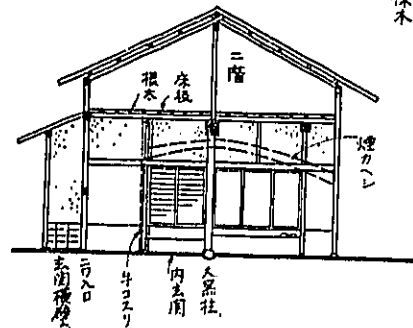
宅は更に一段格の上の間取であるから、座敷に書院と廻り縁が附いて居る爲めに床の間を正面向きにしたものである。

ニワには七ツクドのオカマサンがあり、その内の大釜を三寶荒神サンと呼んで是れに供物がしてある。圖版第十六は此のオカマサンの寫眞である。その前の上方に見える曲つた梁が煙返へしで、此の構造は奈良地方に廣く見られるものである。此の家の調査は正月であつたので煙返へしにベ縄が張つてあり、三寶荒神サンにも特に立派な供物がしてある。又後隅の格子窓の下にハシリ（流しの事）が見え、隅に中戸棚があり、その前の柱に秋葉様が祭つてあり同じく供物がしてある。

圖版第十五は此の三寶荒神サンの蔭の所から大黒柱を中央に臺所と内玄關を見たもので、左が内玄關の式臺、右が臺所の上り端で、是を床几と呼んで居る。又その右端に竈が一寸見えるが、是を飾り釜と謂ふて居るが、實際はあまり使用して居らぬ様である。是れは八瀬村の實例と比較して見るとよくその

意味がわかる様に思ふ。元來此の臺所のクドの方が起源として古いものであるが、今日は退化した現象となつて居るものであらう。此の家では此のニワを中心とした室内の構成は實に美しく出来て居ると思ふ。ニワの入口の横に供部屋があるが、是は昔の厩を改造したものである。

圖版第十四は母屋の前景であるが此の家は瓦葺の二階造りになつて居るが二階には窓がなく藁置き物の置きになつて居る。家の中心の大黒柱の上に、棟行に平行して長さ八間通しの牛梁が通つて居る。是れは凡そ二尺角にも近い非

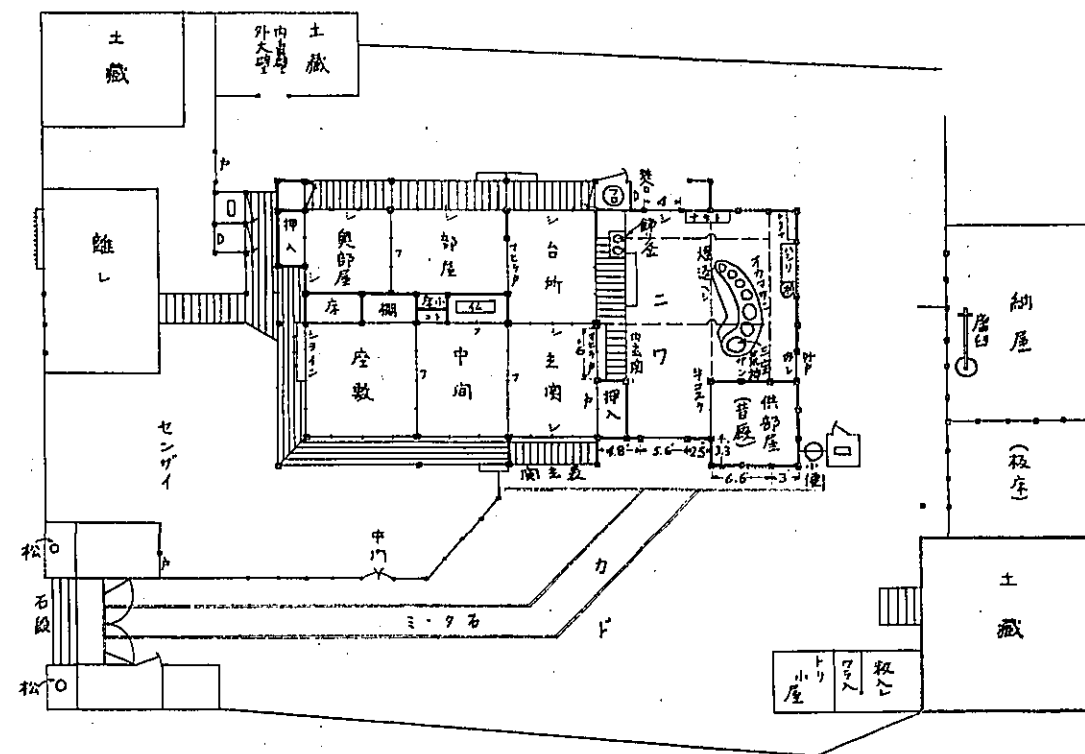


圖版第十四 母屋の前景

常に大きなもので、此の上に二階の根太が懸けてあり、更に床板が張つてある。棟の大黒柱は牛梁から柱を立て、支へてあり、是れに合掌を兩方から差し懸けて、此の上に母屋を渡し、樫を置いたものであるが、此の様な風に瓦葺にして合掌を用ゐる構造方法は極めて珍らしい實例であつて、是れは茅葺屋根から、瓦葺に變化した時代の古い構造形式であると思ふ。今日の瓦葺屋根の構造は梁の上に束を立て、是に母屋を渡し其の上に樫を懸け渡すのであるが、屋根裏を利用することは出来ぬ。此の古い實例では茅葺と同様に合掌を用ひ、これを支へる爲めに大黒柱と中心の柱を用ひて居る。斯様にして屋根裏を利用する原始的構造法が此の實例に見られるのである。

宅地は別圖に見える如く西北に乾藏があり、東南に罪藏がある。是に接続して納屋が取つてある。門は西南隅にあつて左右に一坪半の物置があり、白漆喰塗で、その前の石段の左右に松が植ゑてある。

圖版第十七 前圖版と同村の澁谷壽男氏の家であるが間取は整型四間取の單純なそして比較的古い形式をそのまゝ、



圖版第十七 前圖版と同村の澁谷壽男氏の家

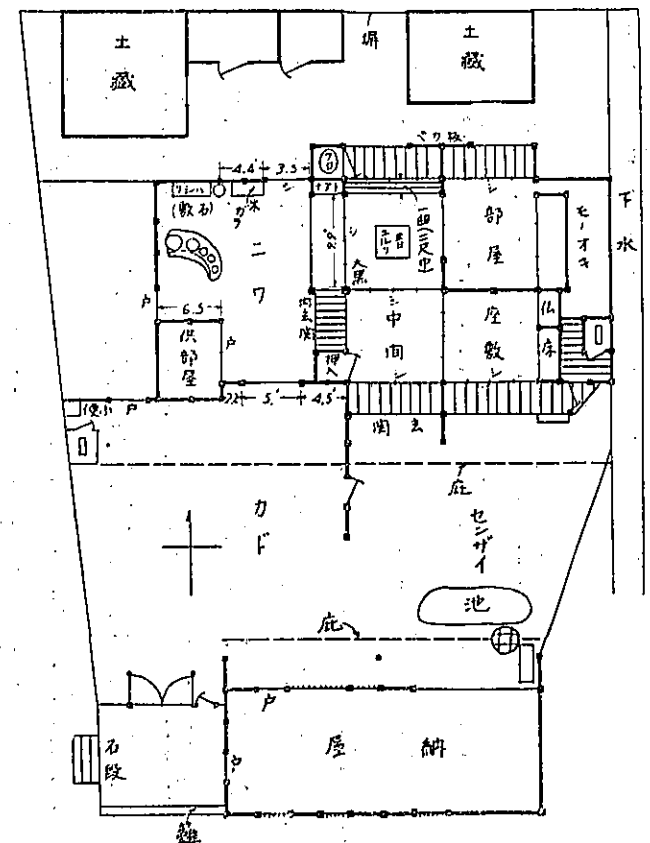
保有して居る。部屋の裏の方にある物置は後に建増したものである。座敷と部屋の仕切が壁になつて居るのも古風である。臺所と部屋は奥行が柱間一間半（是れは柱心で計つて九尺九寸ある）に更に二尺程廣くなつて居るが、此の幅の事を一曲と謂ふて居るが、臺所は疊の都合上後に一曲の板敷があり、又ニワからの上り端には同じ深さの戸棚が取つてある。構造を見ると是れは側柱の外に

下屋にして取り込んで擴げたものである。

ニワも一般の特性と變りないが、ハシリは低い石敷になつており、米ガラと謂ふのは概の様な御米入れである。

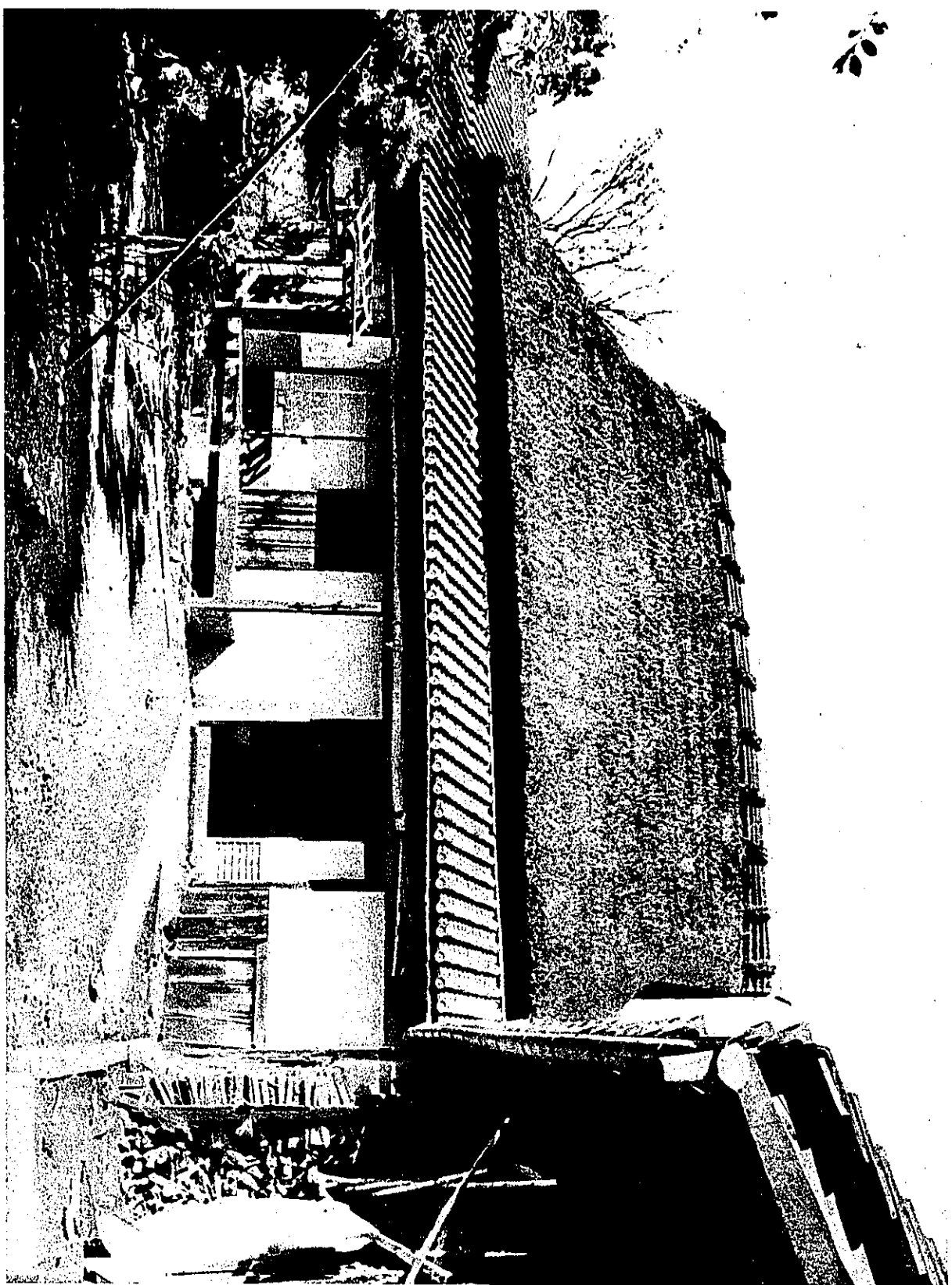
此の家の屋根は茅葺でその周りに瓦の庇を回らし、棟は瓦の箱棟になつてゐる。宅地の配置は挿繪の如く、母屋の前のカドに對向して南側に納屋があり、その西脇に門が取つてある。又母屋の裏に土藏が二つ並んで建てられてゐる。

圖版第十七の上圖は母屋の下手の方の前景で、正面の入口はニワの入口である。下圖は宅地前の道路から母屋の破風と、その裏の土藏を眺めたものである。

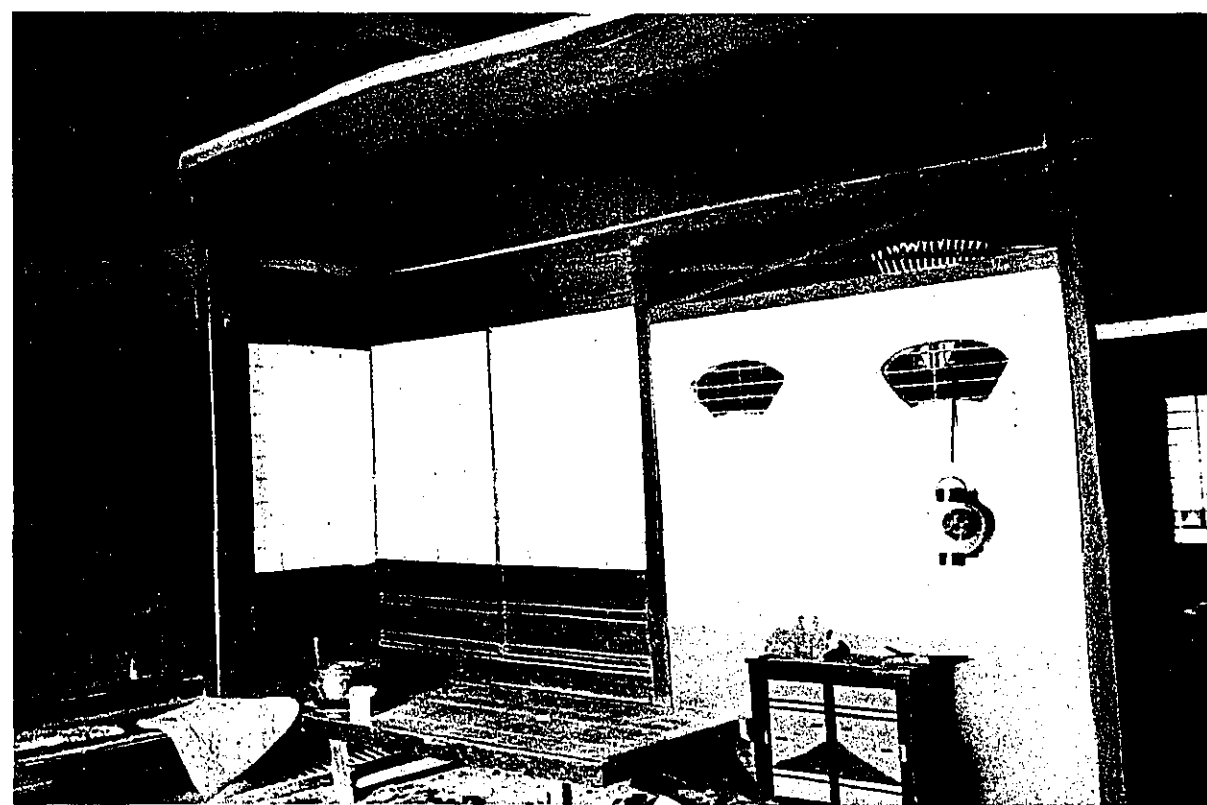


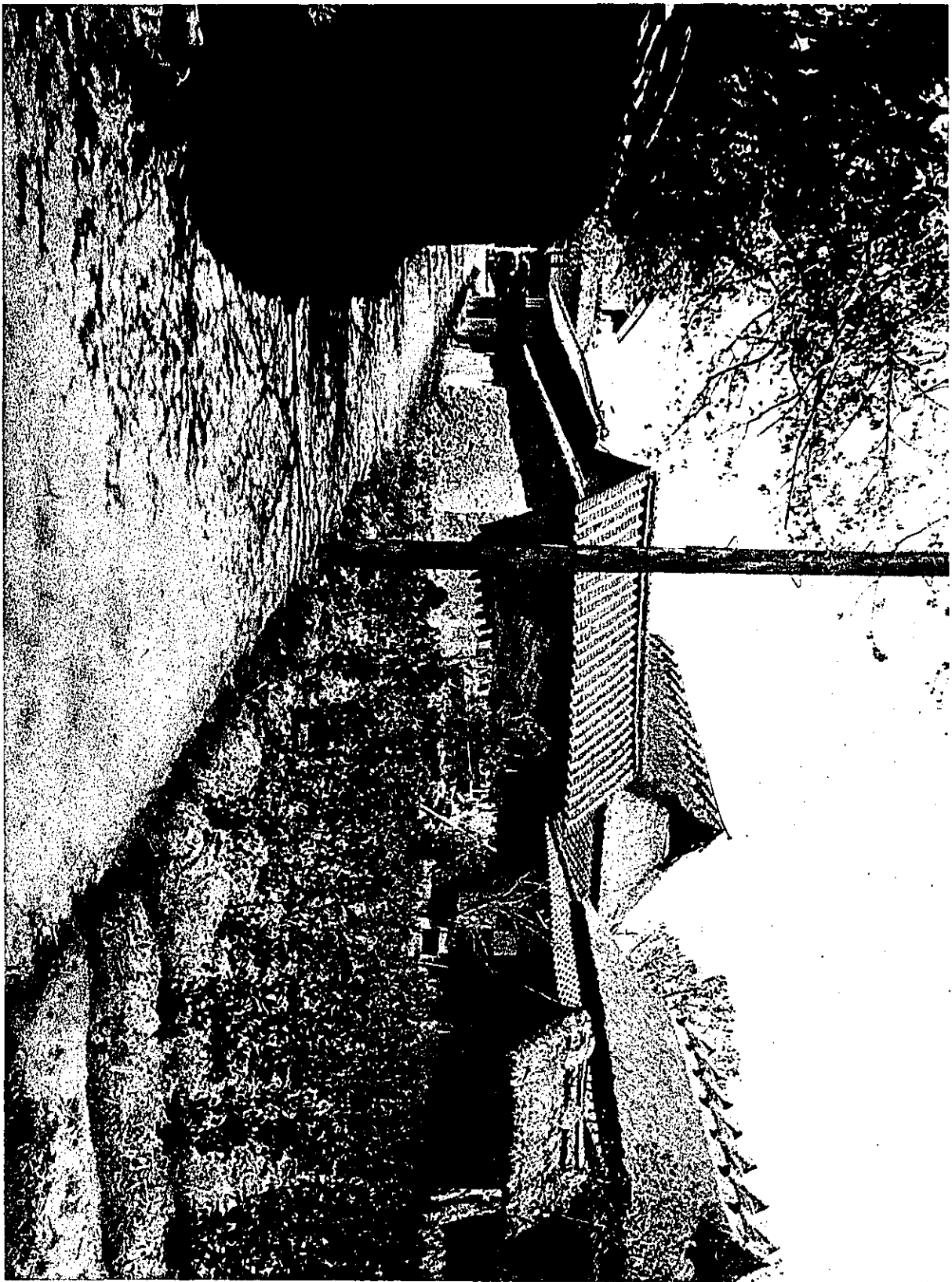
圖取間に並地宅氏男壽谷謹

大阪府



水島村 行松繁三郎氏 18





著志村 山本邊吉氏